

法人税 R4 特別法人事業税の経過措置対応版 (Ver.19.32) の予定

予定申告帳票である第六号の三様式の特別法人事業税の初年度経過措置の計算に対応した法人税 R4 Ver.19.32 を発行いたします。

1. 発行プログラム

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
法人税 R4 令和 1 年度版	Ver. 19. 32	Ver. 19. 30 以降

2. プログラムの提供方法

E i ボードのダウンロードマネージャーおよび会計マイページで公開いたします。

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2020 年 1 月 6 日 (月)

※電子申告プログラム (Ver. 19. 3. e5) と同日公開です。

2-2. マイページのダウンロード公開

2020 年 1 月 6 日 (月)

2-3. 法人税 R4 電子申告プログラム (Ver.19.3.e5) について

同日公開の Ver. 19. 3. e5 は、Ver. 19. 30/19. 31 でも使用できます。

(Ver. 19. 3. e5 へのプログラム更新にあたり、Ver. 19. 32 の事前バージョンアップは必須ではありません)

3. プログラムの対応内容

3-1. 第六号の三様式:特別法人事業税額の計算の変更

令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度より適用の「特別法人事業税」における、適用初年度の予定申告の経過措置の計算 (第六号の三様式) を変更します。

対応内容:

「(24)特別法人事業税額又は地方法人特別税額」において、令和 1 年 10 月 1 日以後開始で最初の事業年度の予定申告 (※1) に該当する場合の計算を、以下のように変更します。

変更前: $((23) \div \text{予定申告情報の切上月数}) \times 2.3$

変更後: $((18) \div \text{予定申告情報の切上月数}) \times 2.3$

※1 令和 1 年 10 月 1 日以後開始で最初の事業年度の予定申告:

→令和 1 年 10 月 1 日以後開始事業年度、かつ予定申告共通情報の「特別法人事業税の初年度経過措置の適用:あり」

3-2. その他関連機能の対応

前述の特別法人事業税の適用初年度の経過措置計算の対応に伴い、次の対応もあわせて行います。

(1) 納税一覧表の対応：

特別税額の「翌期予定納付額」において、翌年度データが令和1年10月1日以後開始で最初の事業年度（※2）に該当する場合の計算を変更します。

(2) 事業税・都道府県民税の内訳明細書の対応：

特別税額の「翌期予定納付額」において、翌年度データが令和1年10月1日以後開始で最初の事業年度（※2）に該当する場合の計算を変更します。

(3) 繰越処理の対応：

繰越後の翌年度データが令和1年10月1日以後開始で最初の事業年度（※2）に該当する場合、第六号の様式の次の項目は繰り越さないように対応します。

- ・ (46) 所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額
- ・ (47) 収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額
- ・ (49) 仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額
- ・ (50) 租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額

※2 翌年度データが令和1年10月1日以後開始で最初の事業年度：

→当年度（繰越前）が、令和1年9月30日以前開始事業年度、かつ令和1年9月30日以後終了事業年度

以上、よろしくお願いいたします。